

川西市障害者日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市地域生活支援事業実施規則第2条第1項第13号の規定により、川西市障害者日中一時支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第3条 サービスの対象となる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている在宅の障害者等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に定める支給決定を受けた在宅の障害者等で、日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要なものとする。

(利用の申請及び決定等)

第4条 新規にサービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、川西市障害者地域生活支援事業利用(変更)申請書(地第1号)を市長に提出するものとする。ただし、緊急を要すると市長が認めた場合には、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を「川西市地域生活支援事業支給決定基準(以下「ガイドライン」という。)」に基づいて審査し、利用を決定するときは、提供するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を定めた書面により、利用を却下するときは、その理由等を記載した書面により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりサービスの利用を決定したときは、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を申請者に交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)について、定期的に事業の要否等を見直すこととする。

(利用期間)

第5条 市長は、前条第2項の利用期間を、同項の規定により決定した日から起算して、1年の期間内において決定するものとする。

(利用者負担)

第6条 利用者は、この事業によるサービスの支給を受けた場合は、当該サービスを提供した指定事業者に対し、毎月、別表1に定める単価に基づき計算した利用者負担額(以下「月額利用料」という。)を支払わなければならない。

- 2 この事業により提供されるサービスに要する費用のうち昼食、送迎サービス等に係る費用は、前項に規定する月額利用料とは別に、利用者が負担しなければならない。

(利用者負担上限月額)

第7条 前条に規定する月額利用料は、利用者の属する世帯の収入状況に応じ、別表2で定める額を上限とする。

- 2 前項における世帯とは、事業の利用者が18歳以上の場合にあつては利用者本人及びその配偶者、18歳未満の場合にあつては利用者の保護者の属する地方税法上の世帯とする。

(継続申請)

第8条 利用者は、サービスの利用の継続を申請しようとするときは、障害福祉サービス及び介護保険の利用状況、継続を希望するサービスの種類、内容等を記載した書面を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、継続の可否を決定し、その結果を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、支給するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を変更することができるものとする。

(変更申請)

第9条 利用者が、第4条第2項及び前条第2項の決定を受けた内容について変更を求める場合は、川西市障害者地域生活支援事業利用(変更)申請書(地第1号)を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第10条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、結果及び変更を認める場合にはその決定した変更の内容を書面により申請者に通知するものとする。

(利用の取消)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項、第8条第2項及び前条に基づく決定を取り消すことができる。

- (1) ガイドラインの規定により、利用対象要件に該当しなくなったとき。
- (2) この事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (3) 市外に転出したとき。(ただし、居住地特例による住所変更を除く。)
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(受給者証の提示等)

第12条 利用者は、サービスを利用しようとするときは、当該サービスを提供する事業者に直接依頼し、受給者証を提示しなければならない。

- 2 利用者は、受給者証を紛失又は破損したときは、川西市障害者地域生活支援事業受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を申請するものとする。

(事業の実施)

第13条 市長は、あらかじめ指定をした事業者に事業を委託することにより実施する。

- 2 前項の委託を受けた事業者は、ガイドラインを遵守しなければならない。

(事業者の指定)

第14条 前条第1項の指定を受けようとする事業者は、法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 法又は介護保険法(平成9年法律第123号)に定める短期入所を行っていること。
 - (2) 前号に掲げる事業を行う事業者と同等の能力を有すること。
- 2 前条第1項の指定を受けようとする事業者は、川西市障害者地域生活支援事業指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の登記簿謄本
 - (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (3) 事業所管理者の経歴書
 - (4) 事業所の平面図
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - (7) 事業計画書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、川西市障害者地域生活支援事業指定通知書により指定するものとする。

(指定を受けた事項の変更・廃止)

第15条 前条第3項の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という)は、前条第2項の申請をした事項を変更しようとするとき、又は事業の運営を廃止しようとするときは、あらかじめ、川西市障害者地域生活支援事業変更承認申請書・事業変更(廃止)届を市長に提出するものとする。

(指定を受けた事項の取消)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第14条第3項の当該指定事業者の指定登録を取り消し、又は期間を定めてその指定登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。
- (2) 日中一時支援事業の請求に関し不正があったと認められるとき。

- (3) 不正又は虚偽の申告により指定を受けたと認められるとき。
- (4) 指定事業者が、日中一時支援サービスの実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (5) 第19条に定める徴収を拒否したとき。
- (6) 第23条第2項の調査の結果、事業を十分に果たすことができないと認められる場合

(委託料の支払)

第17条 この事業の事業者に対し、前条に定める利用者負担額を除いた額を委託料として支払うものとする。

(委託料の請求)

第18条 前条の規定によりを行う指定事業者は、別表1に定める基準等に基づき計算した費用から第6条の規定により利用者が負担した金額を控除した額を、原則としてサービスを提供した月の翌月10日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により、事業者から請求を受けたときは、その内容を審査のうえ原則として請求を受けた月の翌月末日までに支払うものとする。

3 前条の規定により支払いを受けた指定事業者は、利用者に日中一時支援事業委託料の額を通知するものとする。

(不正利得の徴収)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により委託料の支払いを受けた者があるときは、その者から、その委託料の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(他事業との一体的・効率的運営)

第20条 指定事業者は、事業の運営にあたり、法に規定する自立支援給付その他の事業との連携を図るものとする。

(関係機関との連携)

第21条 指定事業者は、常に関係機関との連絡を密にするとともに、事業所との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施しなければならない。

(守秘義務)

第22条 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

2 指定事業者は、他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関して知り得た情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(帳簿の整備等)

第23条 指定事業者の長は、この事業を行うため、日中一時支援事業提供実績記録票その他必要な帳簿を整備しなければならない。この帳簿は、日中一時支援事業

を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 2 市長は、事業を適正に実施するため、指定事業者の業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(高額障害者地域生活支援事業費の支給)

第24条 市長は、同一の世帯に属する障害者等又はその保護者が同一の月に受けたサービスについて、第6条及び第7条の規定により負担した額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下、「政令」という。)第43条の5第1項各号に掲げる額(法第76条の2の規定により給付された額、児童福祉法第21条の5の12第1項の規定により給付された額及び児童福祉法第24条の6第1項の規定により給付された額を除く。)を合算した額(以下「世帯負担額」という)が政令第43条の6に定める基準額(以下「算定基準額」という)を超える場合は、当該障害者等又はその保護者が負担した額(以下「個人負担額」という)から算定基準額を控除して得た額に、按分率(個人負担額を世帯負担額で除して得た率)を乗じて得た額を当該障害者等又はその保護者からの申請に基づき高額障害者地域生活支援事業費として支給するものとする。

(細則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、令和2年10月1日以降に行われた事業に基づく利用者負担額及び事業の実施にかかる費用の支払について適用し、この要綱の施行前に、川西市地域生活支援事業実施要綱(平成18年川西市告示第300号)の規定により行われた事業に基づく支払については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前において、川西市地域生活支援事業実施要綱(平成18年川西市告示第300号)の規定により指定を受けていた事業者は、この要綱の施行の日、第14条の指定を受けたものとみなす。

別表1(第6条関係)
利用者負担

(単位：円)

略称	算定項目	単価
障がい者日中一時 1/4	区分1	1,900
	区分2	2,100
	区分3	2,500
障がい者日中一時 2/4	区分1	3,900
	区分2	4,200
	区分3	4,800
障がい者日中一時 3/4	区分1	5,800
	区分2	6,300
	区分3	7,200
児童日中一時 1/4	区分1	1,300
	区分2	2,000
	区分3	2,400
児童日中一時 2/4	区分1	2,500
	区分2	4,000
	区分3	4,700
児童日中一時 3/4	区分1	3,800
	区分2	6,200
	区分3	7,000
日中一時基本加算送迎		500
日中一時基本加算給食（低所得者）		400
緊急時対応加算		500

※1/4・・・支援時間が4時間以下

2/4・・・支援時間が4時間を超えて8時間以下

3/4・・・支援時間が8時間を超える

※日中一時基本加算送迎については、片道毎に算定できる。

※緊急時対応加算については、利用者又はその家族等から要請を受けてから
24時間以内に対応した場合に算定できる。

別表2(第7条関係)
利用者負担上限月額

世帯区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	サービス利用者が障がい児(18歳未満)の場合で、市町村民税課税世帯(市民税所得割28万円未満)	4,600円
	サービス利用者が障がい者(18歳以上)の場合で、市町村民税課税世帯(市民税所得割16万円未満)	9,300円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円